

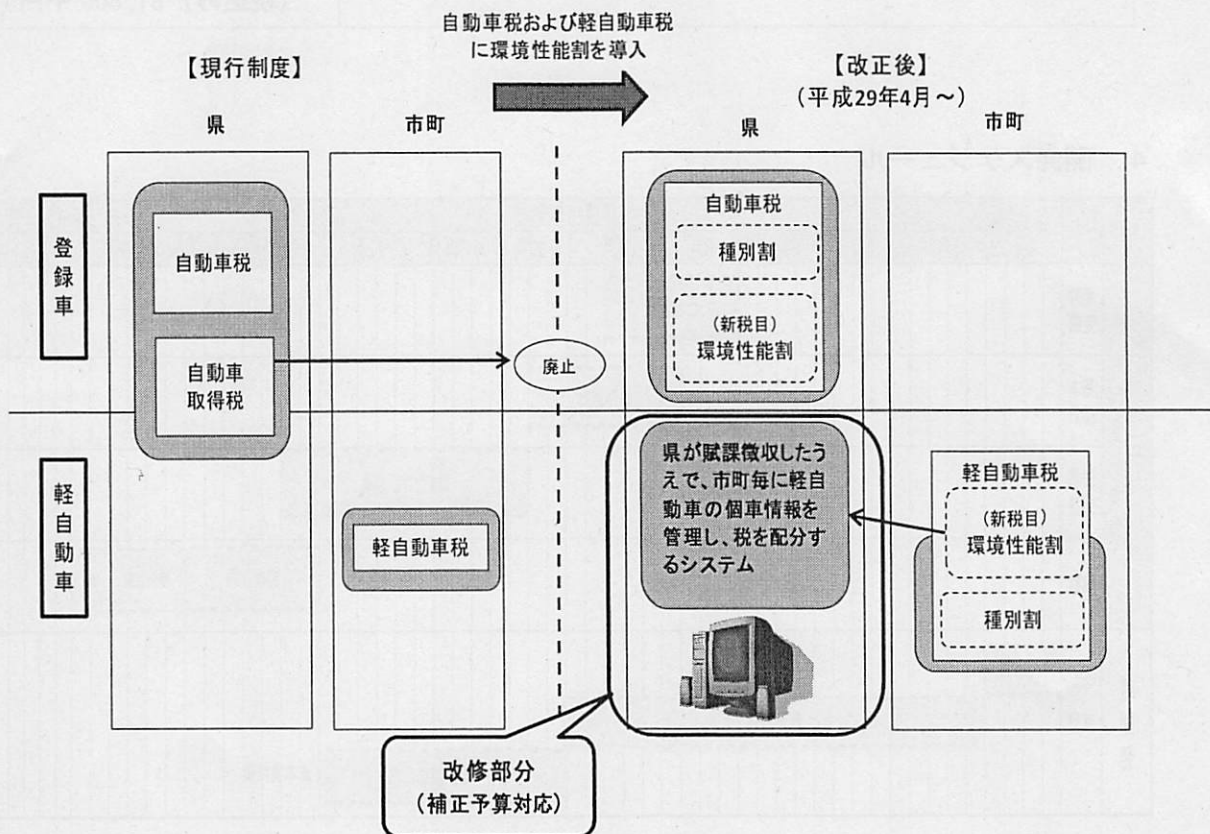
平成28年度税制改正に伴う新税務総合システムの改修について

1. 税制改正(車体課税関連)の概要

平成28年3月31日に地方税法の改正法が公布され、平成29年4月1日から現行の自動車取得税を廃止するとともに、自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割が創設されることとなった。なお、軽自動車税環境性能割は市町村税であるが、法の規定により賦課徴収は県が行うこととなっている。

2. 改修内容

現在開発中の新税務総合システムについて、新たに導入されることとなった軽自動車税環境性能割の賦課徴収等を行うために必要な機能を追加するための改修を行おうとするもの。



3. 新税務総合システム改修の必要経費内容および金額

必要経費内容	金額
1. プロジェクト管理	5,497 千円
2. 開発経費 (1) 申告書取り込み項目の追加 (2) 税率設定、課税計算ロジックの設定 (3) 集計・統計機能の設定 (4) 市町別データ管理に関する機能の新設 (5) 市町への払込みデータ作成機能の新設 (6) 収納・滞納に関する機能の新設 (7) 画面、帳票の修正・追加	66,708 千円
3. マニュアル修正	320 千円
4. 開発用機器導入、その他諸経費	3,216 千円
合計	75,741 千円 (税込み) 81,800 千円

4. 開発スケジュール

スケジュール	平成28年度												平成29年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
税制改正 今回委託業務 対応分	要件定義				仕様調整									
	基本設計				基本設計									
	詳細製造						詳細設計・製造							
	試験										結合試験	総合試験	受入	
現開発	結合試験													
	試験		総合試験					受入試験			▲本番稼働			